

2020(令和2)年7月7日

都道府県・指定都市文化行政主管部課長殿

文化領域における新型コロナウイルス感染拡大対応提言 WG
日本文化政策学会会員有志・文化経済学会<日本>会員有志

文化領域における新型コロナウイルス感染症拡大に対する 地方自治体の政策メニュー（緊急提言）

提言の趣旨

新型コロナウイルスは、自治体における文化活動全般に対して極めて甚大な影響を及ぼしました。同時に以前には自治体政策が必ずしも大きく注目してこなかった対象（例えばフリーランスの活動等）が、にわかにクローズアップされることになりました。そのため、全国の自治体は、従来にない新たな発想による文化政策を打ち出す必要に迫られています。

本提言は、新型コロナウイルスの感染拡大により、文化領域に多大な影響が生じている事態を受け、この領域で働き活動するすべての人々が現在の困難を乗り越え、文化の維持発展が図られるよう、①文化領域で生計を立てている人の支援、②非常時における文化支援のあり方について、政策的な観点から地方自治体に対して提言を行うものです。

各項目とも「背景・問題意識」、「提言」、「推進方法」、「国内の参考事例・先進事例」、「国外の参考事例・先進事例」を記述しています。提言内容は、文化領域における既存施策の運用、文化領域における新規の予算措置、汎用性のある新規の施策等となっています。

新型コロナウイルス感染症対策においては、各自治体の果たす役割が極めて大きいことは言うまでもありません。文化領域においては、自治体こそが、当該地域の文化団体、フリーランス、施設、企業などを最も効果的かつ迅速に支援できます。

文化は自治体をオリジナルな存在とするだけでなく、当該自治体における様々な共同体形成の核となるものです。コロナ禍の今こそ、未来へ地域の文化をつなぐため、地方自治体はその持てる力と知恵を最大限発揮すべき時だと考えています。

※本提言における「文化」は、文化芸術基本法における「文化芸術」及び、それをとりまく関連領域を想定しています。

目次

I	文化施設に関する施策	3
I-1	公の施設における利用料金返金分に対する補填	3
I-2	指定管理料の前払い	4
I-3	公立文化施設に関連する雇用維持のための仕様変更	4
I-4	施設主催事業（公演、展示、講座等）における損失分の補填	5
II	文化団体、フリーランスを対象とした支援制度	7
II-1	文化団体、フリーランスを対象とした支援制度の創設	7
II-2	交付決定済補助金の継続交付	12
II-3	文化活動の再開に対する支援	13
III	その他支援策	15
III-1	クラウドファンディングの活用	15
III-2	地域の民間文化団体「救命トリオ」の結成	16

I 文化施設に関する施策

I-1 公の施設における利用料金返金分に対する補填

○背景・問題意識

新型コロナウイルスの影響は、文化施設に最も早く訪れました。2月の政府のイベント自粛要請により、文化的イベントがまずは中止となりましたが、それは同時に文化施設利用のキャンセルという事態を意味しました。多くの文化施設が他の業種よりも早くに運営での資金的な影響を受け始めることになりました。

地方自治体設置の文化施設は多くが指定管理者制度によって運用されており、そのうちの大部分では、利用料金制度が導入されています。地方自治体から利用自粛を求めた場合、及び、利用者が新型コロナウイルス感染症拡大を理由に利用を取りやめた場合には、利用料金が指定管理者に入らないこととなります。そのため、利用料金の扱いについての特段の配慮が求められます。

文化施設は市民活動を支える基礎的なインフラであり、地域の文化・社会・経済活動になくってはならない拠点であるという認識のもと、施設の事業継続のために必要な対応を地方自治体がリーダーシップをとって推進することが必要です。

○提言

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環で、施設利用を休止、又は利用条件の制限（定員の制限、利用時間の短縮、実施ジャンルの制限など）の対応で利用が中止になった場合、設置者である地方自治体が、指定管理者に対して、諸規定・規則の柔軟な運用によって利用料金の全額返還を行う（キャンセル料金は徴収しない）ように指示するとともに、利用料金の返金を行ったことによる減収については、地方自治体が補填することを提言します。

○推進方法

利用料金の返金について、各施設のWEBサイト等での告知を行うとともに、設置者である地方自治体から施設に対して、早期に対応方法を説明することが、利用者の安心に繋げるためにも重要です。また、新規の予算措置が必要な場合、特別交付税や復興債等を損失補填の財源とすることも検討に値します。

○国内の参考事例・先進事例

◇北九州市

芸術文化施設使用料返還金

芸術文化施設の使用を取りやめた利用者に対し、既納使用料を返還する経費。

・ 予算額：2,540万円

I-2 指定管理料の前払い

○背景・問題意識

公立文化施設においては、事業中止や利用中止に伴う返金が増大しています。収入に占める事業収入や利用料金の比率が高い公立文化施設においては、資金繰りが苦しくなり、施設管理の固定費や職員人件費等の支払いに支障がでてくる状況も懸念されます。一方、多くの公立文化施設においては、設置者から支払われる指定管理料については、実績報告にもとづき、後払いで指定管理料が支払われる運用になっていることもあり、こうした資金不足には対応できていない場合がみられます。指定管理者の事業継続は、市民の文化活動のインフラである文化施設の維持という観点から不可欠です。仮に指定管理者の事業継続ができなくなった場合には、施設閉鎖となり、次の指定管理者選定まで市民サービスが停止することになります。このような事態を避けるためには早期に対応する必要があります。

○提言

休館にともなう利用料金収入等の減少により、大きな経営的な影響を受けている公立文化施設に対しては、設置者である地方自治体が指定管理料の前払いを実施することで、資金繰りを支援することを提言します。

この対応は、指定管理料の支払いの時期変更という位置づけで行い、利用料金収入の補填とは別の扱いとします。

○推進方法

指定管理者における資金状況を確認しつつ、設置者である地方自治体が指定管理料を事業実績に関わらず、数か月分、あるいは1年分を前払いで支払います。

なお、新型コロナウイルス対応に関わらず、指定管理者の健全な経営のためには、指定管理料は事業実施後の後払いとするのではなく、適切な時期に施設運営に必要な経費を前払いで支払うことが望ましいと言えます。

I-3 公立文化施設に関連する雇用維持のための仕様変更

○背景・問題意識

公立文化施設の休館や施設の利用制限、事業の休止・縮小が長引く場合、施設の非正規スタッフの雇用が不安定になることが考えられます。また、音響・照明などの技術スタッフについては、業務委託によって人材を確保している場合も多くみられますが、事業が実施されな

いことにより、こうした発注も減少し、これらの人材の人件費が確保されにくくなることが懸念されます。

○提言

スタッフの雇用や収入が引き続き維持されるように、公立文化施設における指定管理者に対する仕様書等に記載されている事業内容を変更し、これらに代えて、施設の休館中であっても実施できる活動の実施できるようにすることを提言します。

また、スタッフを休業とした場合でも、労働関係法規に基づき休業補償等が適切に支払われるよう、法令順守を呼びかけることとします。

○推進方法

休館、利用制限、業務縮小期間中において、新たに対応する業務として施設事業に位置付けることが可能な業務を指定管理者側へ例示し、非常勤職員の雇用維持や業務委託の継続を図ります。

具体的な業務例としては、設備・備品の点検や修繕、アーカイブ作成やネット配信業務、職員の研修や事業の企画開発、中長期の施設管理計画の策定等が考えられます。

また、休業補償等が適切になされるよう労働関係法規の法令順守を求めます。

I-4 施設主催事業（公演、展示、講座等）における損失分の補填

○背景・問題意識

休業要請等に伴い、施設が主催して実施する様々な公演、展示、講座等の多くが中止となっています。事業の中止に伴い、事前準備経費の他、出演者等への支払い等の経費については、チケット収入がないことから施設側の持ち出しとなります。また、すでにチケットを販売していた場合には、チケット代返金手数料、場合によっては中止連絡のためのスタッフ追加雇用なども想定されます。

○提言

施設主催事業は、公の施設としての設置目的を果たすために不可欠な事業であり、基本的には指定管理者の仕様書（業務水準書・業務基準書）等に記載されている事業です。地方自治体にとって不可欠なインフラである文化施設の維持のためには、こうした施設主催事業が必要であるとの政策的位置づけに基づくものであり、設置者である地方自治体が、事業の実施にあたって責任を持つ対応が求められます。

施設主催事業における損失分を、適正な算出方法（中止による減額分を反映）により、地方自治体が補填することを提言します。

○推進方法

事業を実施していれば得られたはずの収入を失う一方で、中止に伴い全ての経費の支出が不要になるわけではありません。また中止に伴うチケット購入者へ連絡する経費も必要となります。こうした減と増の要素を反映し、指定管理者が中止によって被る損害分を算出し、補てんします。

計算式としては、事業予算として見込んでいた収入額（チケット収入、企業協賛金収入、補助金収入）の減少分（A）から、出演料、舞台関係スタッフ経費、当日運営費等の支出経費のうち未執行となった分（B）を差し引き、中止・延期等により新たに必要となった経費（C）をプラスします。

補填額算出方法＝減収分（チケット代等）（A）－未執行経費（B）＋追加執行経費（C）

例：事業中止に伴い、チケット料金を全額返金し、協賛金及び補助金収入なし、出演料、舞台製作委託、当日運営費で減額があった場合

		事業予算（千円）	執行額（千円）
収入の部			
	チケット収入	10,000	0
	協賛金収入	1,000	0
	補助金収入	2,000	0
	指定管理料充当分	2,000	2,000
合計		15,000	2,000
支出の部	出演料	8,000	6,400
	舞台製作委託料	3,000	2,400
	当日運営費	1,000	200
	企画経費	1,000	1,000
	広報経費	2,000	2,000
小計		15,000	12,000
	（中止に伴う支出）	—	500
合計		15,000	12,500

この例の場合の補てん額は、10,500千円となる。

（減収分 13,000千円－未執行分 3,000千円＋新支出 500千円）

○国外の参考事例・先進事例

フランスでは公的助成を受けるセクターでは、施設が休館、公演・催事が中止になった場合でも、雇用を維持し、芸術家・スタッフに対する支払いを履行することが要請されている。

Ⅱ 文化団体、フリーランスを対象とした支援制度

Ⅱ－１ 文化団体、フリーランスを対象とした支援制度の創設

○背景・問題意識

文化団体は金融機関の活用に不慣れな団体が多く、資金的に逼迫していても、融資を受けることで事業継続をはかることに必ずしも積極的になれない場合もみられます。また、フリーランス事業者は、業務に応じた支払いを受ける場合が多く、イベント等が全面的に中止となっている現在は、収入が激減しています。文化団体や文化芸術に関わるフリーランス事業者は、地域の文化芸術活動にとって欠くことのできない担い手であり、こうした経済的困難によって廃業や転職等が生じてしまうと、その後の地域社会の維持・発展に不可欠な機能が失われてしまうことが懸念されます。

また、行政の補助制度は、民間団体が主体的に行う事業に対する支援であり、成果報告書にもとづいて事後精算で支払われることが基本となっていますが、現在の状況では、そうした考え方による支援では、現在必要とされている資金を必要なところへ届けることが難しい状況にあります。地方自治体における支援のあり方について補助金思考の大きな転換が必要です。

○提言

助成要件をできる限り緩和した緊急的な資金支援制度の創設を提言します。広範囲に影響が生じる文化活動の寸断の連鎖を直ちに停止させるための資金が、被害を最小限とするために最も効果的な対策です。

国の制度でカバーしきれない部分を見極め、国・自治体全体で効果的かつ網羅的な支援となるよう状況を整理したうえで、地域の実情に応じた必要な支援策を打ち出すことを提言します。

また、地方自治体が、その地域にとって不可欠な（場合によっては唯一）の文化団体であり、その経営破綻や人材流出は地域社会にとっての大きな損失になる、という判断のもとでは、特定団体（公立文化施設の指定管理団体を含む）に対して数千万円単位の緊急給付を行うことも考えられます。

○推進方法

<ある程度の経営基盤のあるフリーランス事業者に対する支援策パッケージ>

すでに青色申告を行っている等、持続化給付金や日本政策金融公庫の無利子融資の申請を行える程度の経営能力を持っているフリーランス事業者に対しては、国の支援制度への申請を促したうえで、地方自治体として以下のような支援を行うことを提言します。こうし

た支援は、これらの事業者の廃業や転職を防止し、新型コロナウイルス感染収束後に、活動をスムーズに再開させることに寄与します。

- ・準備活動や調査研究活動等に対する補助（概算払いの適用）
- ・映像コンテンツの制作等への補助、あるいは委託（概算払いの適用）
- ・持続化給付金に対する自治体としてのマッチング給付（使途制限なし）

<経営基盤の脆弱なフリーランス事業者に対する廃業防止給付金制度の創設>

文化関係のフリーランス事業者の中には、確定申告において雑所得としての申告しなかった、あるいは個人やアマチュア団体等から現金で受け取った報酬を確定申告しなかった等の理由により、事業収入の減少を立証する書類を提示できずに、既存の支援策を受けられない者も多くみられます。しかし、こうした事業者も地域社会にとっては不可欠な人材であり、今回の経済的困難の中で廃業や転職するようなことが起こると、その後の地域社会の維持・発展にとって大きな支障が生じることになるため、過去における過怠を責めるのではなく、その再発防止策をとることを条件に、以下のような廃業防止給付のための制度を創設することを提言します。

①地域の文化関係の有識者から構成される審査会における迅速な認定

過去の事業収入を証明できなくても、活動記録等をもとに地域の重要な活動を担っていたフリーランス事業者であることを審査会が認定する。

②誓約書の提出

以下の点についての誓約

- ・新型コロナウイルス感染の収束後は、地域社会の維持・発展に寄与する文化関連事業に従事する。
- ・2021年3月15日までに青色申告承認申請を行う。

③給付金の交付

当該地方公共団体の財政状況及び、フリーランス事業者の規模等に応じ、使途の制限のない給付金を一定期間にわたって交付する。

○国内の参考事例・先進事例

◇札幌市

概要：音楽や演劇といった活動内容をネット上に無料で公開することを条件に、活動費用として最大200万円を支援

事業規模：3000万円

◇仙台市

概要：公益財団法人仙台市市民文化事業団が実施主体となり、動画配信等の多様なメディアを活用して市民に文化芸術活動を届ける創造的な活動に対して助成や支援を実施

(1) 助成対象事業

(A) 創造・発信事業

オンラインイベントなど、多様なメディアを活用した文化芸術の創造と発信を行う事業

(B) 創造・発信のための基盤づくり事業

多様な主体が、将来にわたり (A) の活動を継続的に行うことができる基盤を作る事業

※主な分野 文学、音楽、美術、工芸、写真、映像、演劇、舞踊、伝統芸能など

※令和2年6月中旬～10月末日に行われる事業が対象

(2) 助成対象者 (いずれも仙台市内)

[1]直近1年間で継続して文化芸術活動を行っている個人

[2]直近1年間で継続して文化芸術活動を行っている団体

[3]民間文化施設 (スタジオ・ライブハウス、ギャラリー等)

[4]上記[1]～[3]の助成対象者の2者以上によって構成される任意のグループ・団体

(3) 助成額 (上限)

助成額 (上限) 一覧

(A) は 30 万円から 50 万円

(B) は 100 万円

ソース：仙台市WEBサイト

<https://www.city.sendai.jp/bunkashinko/shise/koho/kisha/r2/shienjigyo.html>

◇所沢市

■音楽のあるまちづくり推進事業給付金

所沢市の「音楽のあるまちづくり推進事業」にご協力いただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための自粛要請を受け、音楽活動や事業の継続が困難となったミュージシャンや店舗等へ、「音楽のあるまちづくり推進事業給付金」を支給します。

・給付額：ミュージシャン等：10万円又は2万円、店舗等：1事業者30万円

・申請受付期間：令和2年5月29日から令和2年8月31日まで

・担当課：文化芸術振興課 (TEL：04-2998-9211、FAX：04-2998-9491、Eメール：a9211@city.tokorozawa.lg.jp)

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/iitokoro/enjoy/otomachi/bunka-otomachikyufukin.html>

◆東京都

概要：「アートにエールを！東京プロジェクト」(個人型・ステージ型)

個人型についてはプロのアーティスト等が制作した動画作品を募集し、専用サイトで配信。制作したアーティスト・スタッフ等に対し、出演料相当として一人10万円(1作品につき10人・100万円以内)を支援(のべ2万人を想定)。ステージ型については、都内の劇場・ホール等で予定していた公演が中止・延期となった団体が、無観客や入場を制限して公演を

開催する際に、動画を撮影し、編集する場合、1件につき200万円（定額）を支援（動画の撮影・編集にかかる費用は別途支援、300件を想定）。いずれも専用サイトで配信。

事業規模：5億円（28億円に増額）

ソース：東京都WEBサイト

◇横浜市

市内のアーティスト等の文化芸術活動緊急支援事業（2億1500万円）

発表、制作等の活動の機会を失っているアーティストや企画運営者を含む文化芸術関係者が行う、活動再開に向けた準備制作や民間施設を活用した動画配信などの文化芸術活動を支援するため、現在の情勢において実施できる文化芸術活動を募集し、助成します。

ソース：横浜市記者発表資料

◆長野県

概要：

「頑張るアーティスト応援事業」新型コロナウイルスによって経済的な影響を受けている長野県ゆかりのアーティスト・団体を対象とし、インターネット上で鑑賞可能な作品の「創作費」として支援（補助率10/10）。採択件数は30件程度で、1件あたりの補助金額は最大50万円を予定。募集は5月上旬から中旬にかけて。

事業規模：1230万円

ソース：長野県WEBサイト（<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaisei/r2-4hosei.html>）

◇金沢市

概要：

①芸術文化振興緊急奨励事業費【市単独】 130,000千円

概要：インターネットを活用した実演の配信やホームページの作成など、芸術文化事業の発信強化に向けた取り組みに対して奨励金を交付。

対象者：

- a. 石川県芸術文化協会の加盟団体及び 構成団体
- b. 芸術文化活動を生業としている実演家グループ

交付限度額：a. 団体500千円/団体

b. グループ100千円/グループ

事業規模：1億3千万円

②芸妓文化継承緊急奨励事業費

金沢芸妓の活動継続を支援するための奨励金を交付

交付額：240千円/人

事業規模：1千万円

◆福井県

概要：アーティストによる音楽ライブ等配信事業

県内のプロアーティストの活動を動画配信することにより、アーティスト活動を支援するとともに、県民が芸術文化に触れる機会を確保

事業規模：8,000 千円

ソース：福井県WEBサイト

◆愛知県

概要：活動の場が減少したアーティスト等の3つの活動支援策を第1弾として発表。

1) 愛知県文化芸術活動応援金の創設

国の「持続化給付金」が支給されていることを要件に、法人20万円、個人事業者10万円を給付

2) 文化芸術活動緊急支援事業の実施

アーティスト等に県内の文化施設の所蔵作品等を題材とした映像作品の制作などをアーティストに委託する。

3) 文化活動事業補助金を拡充する。

県内の自治体にも同様の支援を働きかけていくという。

第2弾として、県美術館が、日本在住の若手アーティストの現代美術作品を重点的に購入することを念頭に、3年間で9千万円だった美術品購入に充てる費用を倍増以上にすることを検討するとした。

事業規模：県の財源措置、民間の寄付を含む文化振興基金を活用しながら、1)と2)で5億円を超え、総額6億円。他自治体では例のない規模。

◇京都市

概要：現下の情勢でできる文化芸術活動（企画・制作・実施・リサーチ等）を募集し、審査のうえ奨励金30万円（奨励件数150～200件程度）を支援。学識経験者等からなる審査会で審査。

事業規模：5000万円

ソース：京都市WEBサイト

◆大阪府

概要：緊急事態宣言中に施設の営業を休止した事業者を対象に、無観客ライブ映像の配信の経費等上限70万円を支援

事業規模：1億4500万円

◇神戸市

（1）アーティストからの動画を募集！ #うちで過ごそうアートプロジェクト

概要：市内で活躍するアーティストに動画を募集し配信することで、市民に気軽にアートを楽しんでもらうプロジェクトを立ち上げる。これにより、「神戸ゆかりのアーティストからの市民への啓発」や「市民が在宅しながらアートを楽しめるコンテンツの提供」、「アーティストの活動の機会や発表の場の創出」を進める。

5月31日までに約20本の動画配信を予定

動画1本当たり2万円の謝礼

ソース：神戸市WEBサイト

◆鳥取県

概要：「とっとりアート緊急支援プロジェクト」として無観客公演・展示の映像配信を行う場合の機材賃借、導入や配信経費など上限50万円(補助率10割)を助成

事業規模：1000～2000万円

◇福岡市

概要：ライブハウス、ホール、演劇場などの文化・エンターテインメント施設に対し、無観客での映像配信設備等にかかる経費として、50万円を上限に支援。

事業規模：

ソース：福岡市WEBサイト

○国外の参考事例・先進事例

ベルリン州では自粛期間に新しい構想で作品づくりをするアーティスト向けに「リハーサル助成金」を創設。

フランスでは、全国の小規模事業者・個人を対象とした国の連帯基金(月額1500€)を受けられない芸術家・作家に対して、文化省が中心となって設置した各種の緊急基金を通じて同額を支援。音楽産業、劇場産業、出版産業、民間ギャラリーに対しては、個別の対応策によって民間企業に助成。パリ市は8月に文化月間を主催したり、美術作品を購入したりする直接支出を通じて、芸術家やギャラリーを支援。

II-2 交付決定済補助金の継続交付

○背景・問題意識

公的助成金は事業実施にあたり不可欠であるばかりではなく、準備段階から必要な経費です。仮に事業が中止となった場合でも、既に申請団体側では経費支出が発生してしまっています。また事業中止となった場合でも出演料等を支払わざるを得ない場合があり、そうした経費が申請者側の負担となり、経営を圧迫します。

○提言

地方自治体が予算化した助成金・補助金について、新型コロナを理由として事業中止等となった場合でも、出演者など関係者に対し、休業補償に準ずる支払いがなされた場合には、当該費用については、補助対象事業とするとともに、補助率を特例としてかさ上げすることも含めて検討することが必要です。また補助対象事業の範囲を事業費支援から拡大し、運営費全般に充てることのできるような運用を提言します。

新型コロナにより延期になる(なった)事業の大半が、下半期に集中することが予想されます。それによって会場の確保や出演者の交渉等の問題が考えられるため、実施時期を来年度の上半期まで延長する特例なども検討することも必要です。

○国外の参考事例・先進事例

ドイツ連邦政府では文化イベントを中止しても補助金返還を要しないとしている。ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、中止に伴い生じる費用を助成可能項目と見なし、芸術家出演料を最大67%まで補償する等の措置をとっている。

アメリカ NEA では助成事業の実施にあたり、使途変更、事業途中での終了、実施時期の変更、事業目的の変更等の例外的取り扱いを認め、柔軟化している。

フランスでは中止になった公演・催事についても、公的助成は原則として全額交付を維持。公的助成を受けない上演団体には損失の15%を助成。

Ⅱ－3 文化活動の再開に対する支援

○背景・問題意識

緊急事態宣言解除後も、文化施設利用にあたっては、定員の2分の1以内という制約があることから、公演を開催しても収支を均衡させることができないため、実質的な活動再開に踏み切れない団体が数多く存在します。

定員の2分の1までしか入場させられないということは、施設を借りて有料公演を行う側にとっては、施設利用料が実質倍額になっているとも考えられます。

○提言

文化団体の活動再開を支援するために、感染拡大防止のために空席とせざるを得ない部分に対して、地方自治体が定率ないしは定額の支援を行うことを提言します。指定管理者が運営する公立文化施設では、設置者側が指定管理者に対して相当額を拠出することで、施設使用料の大幅な減免を行い、利用団体の活動再開を支援することも考えられます。

また、公立文化施設、民間施設を問わず、事業主催者が施設を借りて有料公演を実施する際の会場使用料に対して、一定割合の補助を行うことを提言します。特に民間施設においては、施設を借りて公演を開催してもらうことが事業継続には不可欠であり、文化活動の場を守る意味でも、緊急的に支援することが再開に向けた動機付けとして有効と考えます。

○推進方法

各自治体がガイドライン等で定めた客席制限に相当する席数部分について、当該主催者が座席数を減少させた販売額と同額を補助する。

会場使用料に対する補助については、当該自治体内で有料公演を実施する主催者に対して、公設・民設問わず、施設利用料の50%を補助するものとする。

○国内の参考事例・先進事例

◇兵庫県

芸術文化公演再開緊急支援事業

概要：兵庫県の新型コロナウイルス感染症対処方針では、イベント等の施設収容率を50%以内としており、事業運営への一定の影響も懸念されることから、芸術文化公演等を実施する場合、(公財)兵庫県芸術文化協会・市町合わせて施設使用料50%相当額を支援。

対象：県内の県立・市町立及び民間立の劇場・音楽堂等で、以下の要件を満たすもの

・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設であること

・固定された座席、舞台・ステージを設置していること

・一般利用施設であること

ホール規模：100人規模以上

◇沖縄県名護市

・「芸術文化活動応援事業」として1日から8月31日まで、市民会館の大ホール(ロビー、楽屋、リハーサル室を含む)の使用料を無料化。

・対象 市内に稽古場所や活動拠点を置く市文化協会、舞踊、古典音楽や民謡研究所、音楽教室、ダンス教室や武道場、小中高校所属の文化団体、美術系の団体・個人など。

◇愛知県

・文化芸術、スポーツ活動の活性化を図るため、大型イベントが開催される愛知県芸術劇場及び愛知県体育館の施設利用料金を、2020年7月1日から2021年3月31日までの利用に対して、50%減免。

◇富山市 オーバードホール

・2020年6月25日から2021年3月31日まで、大ホール、ハイビジョンシアターの利用について、施設利用料金を50%減免。

Ⅲ その他支援策

Ⅲ-1 クラウドファンディングの活用

○背景・問題意識

フリーランスミュージシャンの中には、個人事業登録していない者、チャージバックのみで生計を立てている者も多く、現在その活動は瀬戸際に立たされています。このような街角の表現者たちを失うことは、地方自治体にとって大きな損失です。こうしたフリーランス事業者や中小の文化団体が、クラウドファンディングに参加しやすくするための支援策が求められています。

○提言

フリーランス事業者や文化団体等が主体的に行うクラウドファンディングに対して、そのシステム利用料を地方自治体が負担することを提言します。また文化活動支援のための基金を設立することも考えられます。

○推進方法

既存のクラウドファンディングのシステムの利用に対する補助に加え、無料で利用できるクラウドファンディングシステムそのものを地方自治体が開発し提供することも考えられます。さらに、マッチング・ファンドの考え方に基づいて、ファンド側が集めた金額に応じて、地方自治体が定率ないし定額の支援を行うことも考えられます。これは、文化の危機に際して、市民的な公共と行政的な公共が連携協力するものです。助成のスキームの立案や実務をファンド側が担い、自治体側の助成交付要綱よりも緩やかな用途制限のもと、必要とされる資金を必要とされているところに届けられるメリットがあります。

○国内の参考事例・先進事例

◇山形県

山響ガバメントクラウドファンディング

新型コロナウイルス感染症の影響により、コンサート等が中止となっている山形交響楽団の運営をガバメントクラウドファンディングで支援する。

- ・目標金額：7,500万円、寄附型：All-in方式（目標額に達しない場合でも受け取れる方式）
- ・募集期間：令和2年6月～

◇つくば市

概要：市内事業者応援チケット事業

文化芸術などの経済被害の大きい分野の法人や個人事業主に対し、クラウドファンディングの仕組みを利用して資金調達を行う事業。市は実行委員会へクラウドファンディング

手数料やクラウドファンディング支援者のリターンメリットとなる 2 割の上乗せ分等を負担

事業規模：4,434 万円

ソース：つくば市WEBサイト

◇新潟県

文化応援！にいがた結(むすぶ)プロジェクト

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、芸術文化活動の中止や延期により収入を得られなくなった文化団体及び個人、県内の文化財等に対し、クラウドファンディングサービス「にいがた、いっぽ」(新潟日報社)を活用し、県民からの支援を募る。

・募集期間：令和2年5月15日(金)～5月29日(金)【登録終了】

・クラウドファンディング期間：6月初旬～(予定)

◇愛知県

愛知県文化芸術活動応援金

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受け、今後の活動継続が懸念されている愛知県の文化芸術活動関係者を支援するため、「文化振興基金」を活用して寄附を募り、応援金を交付します。

・法人：20万円、個人事業者：10万円(定額)

◇神戸市

ふるさと神戸ダブル応援基金

多くの皆さまからの応援を困っている人々に届けるために、「ふるさと納税」の仕組みを活用した「ふるさと神戸ダブル応援基金」を創設します。この「ふるさと神戸ダブル応援基金」の特徴は、①支援対象を8つの幅広い分野から選択していただくことができるといことと、②いただいた寄附と同額を神戸市が拠出することで、事業規模を2倍(ダブル)にして困っている人々にお届けするということです。

応援メニュー②生きがいを与える文化芸術・エンタメを応援

・寄附いただいた額と同額を、神戸市も拠出し、寄附の効果を2倍にして困っている人々に届けます。

Ⅲ-2 地域の民間文化団体「救命トリオ」の結成

○背景・問題意識

文化事業が実施できなくなったことで収入が減少、あるいはゼロになるという状況が、団体によっては3か月に近づこうとしています。資金がなくなり、経営破綻の危機が迫っている民間文化施設(ギャラリー、ライブハウス、映画館等)や文化団体(劇団、楽団、アートNPO、音響・照明技術会社等)が多数あります。緊急事態宣言解除後も、すぐには従来通りの事業

再開は期待できないことから、このあと数か月分の資金確保が不可欠となっています。しかし、設備や職員に問題が生じているわけではありませんので、資金的な支援が適切に行われ、職員の人件費と家賃等の固定費を支払えば組織としての破綻はとりあえず回避できます。

そのための制度は基本的には整っていますが、手続きの複雑さや経験不足から、多くの文化団体がこうした制度を利用しきれていない状況にあります。

○提言

各地域の民間文化施設や文化団体が、新型コロナ対策に関する様々な制度をスムーズに利用できるように、都道府県や政令指定都市等の大規模地方自治体は、開催が中止となった既存文化事業の予算を集中させ、以下の3者による任意団体の「救命トリオ」を結成させ、これに対して委託事業を実施することを提言します。

1. 雇用調整助成金申請のための書類を整えるための社会保険労務士等の専門家
2. 政策融資を受けるための資料を整えるための経営専門家（中小企業診断士、税理士資格保有者、金融関係者等）
3. 文化領域の事業特性についての的確に説明できる文化事業の専門家

○推進方法

三者のうち、1、2は現在きわめて多忙な状況にありますが、行政からの委託事業として報酬を確保することでボランティアではなく、通常の業務として従事してもらいます。

3には、現在、仕事を失っている文化事業関係者等を登用することも有効と考えられます。

日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けて、家賃等の固定費を支払えば、事業ができず収入がまったくなくても経営破綻は防げます。その間に、雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例措置を活用して、職員の休業手当（雇用保険の被保険者以外も含む）に要した費用の一部を確保することで、その後の返済負担軽減することが可能になります。

公庫融資は最大3億円まで借りられますので、雇用調整助成金によって人件費負担を軽減できれば、年間事業規模10億円以上の公益財団法人のオーケストラなどを除けば、多くの文化団体の半年分くらいの運転資金は確保できます。その間に、3密を避けながらできる事業収入の確保やクラウドファンディングをはじめとするファンドレイジングに取り組むことで負債の軽減を図れます。

○国内の参考事例・先進事例

◇横浜市

文化芸術創造都市横浜・臨時相談センター「Yokohama Emergency Support for the Arts (YES!)」

アーティスト・クリエイター等の様々な相談を受け付ける「ワンストップ相談窓口」に新たに税理士等の専門資格者を配置し、増加している事業損失等に関する専門的相談への対応を強化します。

- ・令和2年5月20日(水)開設

- ・予算額：1,000万円

- ・担当課：アーツコミッション・ヨコハマ（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団）内（専用フォームから）

<https://covid19.yafjp.org/yes/>

以上